

静 労 発 基 0817 第 1 号
令 和 8 年 8 月 19 日

関係団体の長 殿

静 岡 労 働 局 長

お盆明け後の暑さによる熱中症予防について（要請）

残暑の候、労働基準行政の運営につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、静岡県下における 8 月の平均最高気温は毎年上昇傾向にあり、かつ、現に真夏日が続いているところであり、お盆明けも油断できない状況であることから、改めて熱中症予防を呼びかける必要があると判断しました。

つきましては、貴会の会員の皆様に対し、7 月に要請いたしました熱中症予防及び熱中症リスクに応じた措置を引き続き講じるよう呼び掛けていただきたく要請をいたします。

熱中症対策の詳細については、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しておりますので御活用願います。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/newpage_00270.html

